

令和8年度 第1回足立区立図書館協議会

令和8年8月24日(月)午前10時00分
足立区生涯学習センター 研修室1

—— 次 第 ——

- 1 委嘱状の交付
- 2 委員の紹介
- 3 議長・副議長の選任
- 4 諮問
- 5 事務局からの説明・質疑応答
 - (1) 音のゾーニングの試行について
 - (2) 足立区の図書館について
 - (3) 区立図書館における住民参加の促進について
- 6 その他（事務連絡）

【配付資料】

- | | |
|-------|------------------------|
| 資料1 | 足立区立図書館協議会委員名簿 |
| 資料2 | 足立区立図書館協議会 令和7年度答申 |
| 資料3 | 足立区の図書館について |
| 資料4 | 区立図書館における住民参加の促進について |
| 資料5 | 足立区立図書館条例 |
| 資料6 | 足立区立図書館協議会運営規則 |
| 参考資料1 | 足立区読書活動推進計画 |
| 参考資料2 | 足立区図書館サービスデザインアクションプラン |
| 参考資料3 | 足立区の図書館（令和6年度事業報告書） |
| 参考資料4 | 音のゾーニングポスター |
| 参考資料5 | 足立区自治基本条例 |
| 参考資料6 | 他自治体における住民参加事例集 |
| 参考資料7 | 図書館ナビゲーター募集要項 |

足立区立図書館協議会委員名簿

任期 令和8年8月1日から令和10年7月31日まで

	氏 名	職歴等
1	大串 夏身	昭和女子大学名誉教授（図書館情報学）
2	豊田 恭子	元東京農業大学教授（学術情報課程）
3	原田 隆史	八州学園大学教授（図書館情報学）
4	坪 直孝	「あだち絵本シアター」事業協賛企業関係者
5	小林 野涉	株式会社散歩社 YADOKARI 株式会社（あやセンターぐるぐる運営委託事業者）
6	高橋 妙子	読み語りボランティアグループ代表
7	檜垣 由紀	区民
8	廣瀬 陽香	区民
9	藤田 利江	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
10	古川 美奈子	足立区青少年委員会副会長
11	三浦 昌恵	NPO法人子育てパレット代表理事
12	柳川 富士雄	足立区視力障害者福祉協会会長
13	山本 遼	共同書店編境オーナー
14	五明 早苗	足立区立第四中学校校長
15	河野 典義	足立区立六木小学校校長

令和8年3月30日

足立区立中央図書館
館長 大久保 慎也 様

足立区立図書館協議会
議長 大串 夏身

「漫画の収集」及び「館内のルール・マナーの見直し」について（答申）

令和7年7月2日付7足地中発第686号により諮問を受けた標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 はじめに

足立区では、令和7年6月に「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」（以下、アクションプラン）を策定しました。その中で、「区立図書館の目指す姿（ビジョン）」として、「本を読む人も読まない人も訪れ、区民でにぎわう図書館」を示しています。

近年、区立図書館は、「これまで図書館を利用していた人もそうでない人も、区立図書館を通じてより気軽に読書に楽しめるよう」最新のデジタル技術を取り入れながら利便性向上のための取り組みを実施してきました。

しかし、図書館の利用者は全区民の13%に留まっています。これは、従来の区立図書館が、普段から本を読む人、本が好きな人に図書館資料を提供することを主な目的としてきたためと思われます。

目指す姿（ビジョン）を実現するためには、新たな行動を起こすことが求められていると考えます。令和7年度の本協議会では、その手始めとして、漫画の収集、館内ルールの見直しについて検討を行いました。以下のとおり提案します。

2 漫画の収集と提供について

「文字を中心に記述された書籍」を中心とした現在の蔵書構成は、まさに「普段から本を読む人」「本が好きな人」をターゲットとしたものです。従来とは異なる利用者層に図書館への来館を促すため、次の方針で漫画の収集と提供を提案します。

（1）収集の目的

ア 足立区にゆかりのある作家の作品、足立区を舞台とした作品を地域資料として保存し提供するため

イ 読書習慣が少ない人々に向けた、学習や教養の入門書に代わる情報提供のため

ウ 障がいのある方や日本語が母語ではない方など、「文字を中心に記述された書籍」

では情報を取得することが難しい人々に向けた、暮らしに役立つ情報提供のため

(2) 選定基準

漫画作品の種類は非常に広範であるため、収集にあたっては一定の基準が必要です。現在の蔵書構成との整合を図るため、足立区の資料収集方針に照らして次の基準で漫画作品を選定することが望ましいと考えます。

- ア 足立区在住・在勤・出生作家の作品、及び作品の全体または一部で足立区が舞台の作品は、地域資料として積極的に選定
- イ 区民の暮らし、学習、教養、趣味に資する実用性の高い資料を重視し、積極的に収集。特に、難解なテーマを漫画形式によって分かりやすく説明している学習漫画や実用漫画は、その理解促進効果を評価し、積極的に選定
- ウ 内容の正確性が高く、信頼できる情報を盛り込んでいる資料を重視。多様な対立する意見や、様々な学説が存在する分野については、特定の思想や信条に偏らないよう公平性と中立性に留意して収集
- エ 社会的に高い評価や影響力を得ている作品、各種漫画賞の受賞歴などを考慮して収集

(3) 収集する漫画の種別と作品例

作家や作品の内容等から、収集する漫画の種別としては下表のとおりAからGの7種類が考えられますが、それらを収集の目的に鑑みると、そのうちAからFの6種類から収集を開始することが望ましいと考えます。

なお、Gについては作品数が大変多いことから、収集の目的や選定基準を含め令和9年度以降の検討課題とします。

【図表1】漫画の種別及び作品例

種別		説明	主な作品例
A	足立区ゆかりの作家の作品	区出身・在住作家の作品	羽海野チカ『3月のライオン』 森川ジョージ『はじめの一步』
B	足立区が舞台の作品	全体または一部で足立区が舞台の作品	つげ義春『おぼけ煙突』 鈴木小波『ホクサイと飯さえあれば』
C	学習漫画	主に児童が対象で、学校で習う教科の内容を漫画で表現したもの	『日本の歴史』『世界の歴史』 『ドラえもんの学習シリーズ』 『世界史探偵コナン シーズン2』
D	実用漫画	主に大人が対象で、漫画を通して特定主題について学べる実用書・教養書	『中学数学は7日間でやり直せる。漫画でカンタン!』(410) 『患者と家族のための漫画で学ぶ脳卒中』(493.7) 『お花屋さんに聞く!漫画切り花図鑑』(627)
E	コミックエッセイ	主に大人対象で、作者の体験をもとに描かれたエッセイ・ルポルタージュ	『実録 保育士でこ先生』 保育 (376) 『人生最大の失敗』 離婚 (324) 『中年女子、ひとりで移住してみました』 農村生活 (611)
F	特定主題を学べるストーリー漫画	歴史・医療など、読むことで知識が広がり、様々な分野への関心が高まる作品	こうの史代『ぼおるぺん古事記』 日本神話 (210.3) 柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活』 生活保護 (369.2) 清水茜『はたらく細胞』 人体 (490) 鈴ノ木ユウ『コウノドリ』 産科医療 (490) 井上雄彦『スラムダンク』 バスケットボール (783.1)
G	その他のストーリー漫画	上記以外の作品 (芸術・文化としての漫画)	鳥山明『ドラゴンボール』 山田鐘人・アベツカサ『葬送のフリーレン』

(4) 収集冊数

令和7年度における足立区の図書購入予算(約109,000千円)における一般図書との蔵書構成バランスを考慮すると、約5%程度(約5,000千円)を漫画の購入費として充てるのが望ましいと考えます。

なお、「(2) 収集する漫画の種別と作品例」で定義した種別のうち、A、Bは「地域資料としての漫画」、CからFは「入門書としての漫画」と性格が異なるため、それぞれ分けて検討が必要です。

【図表 2】 収集冊数及び所蔵館ごとの内訳

所蔵館	A B 収集冊数 (1 館あたり)	C D E F 収集冊数 (1 館あたり)	A B C D E F 収集冊数 (1 館あたり)	収集冊数 (合計)
中央図書館	750 冊	750 冊	約 1,500 冊	約 1,500 冊
地域図書館 (14 館)	各 20 冊	各 230 冊	※ ¹ 各 約 250 冊	約 3,500 冊
合計	1,030 冊	3,970 冊	—	※ ² 約 5,000 冊

※ 1 地域図書館の収集冊数は、各館の書架スペースに応じて決定

※ 2 平均単価を 1 冊あたり 1 千円として約 5,000 冊

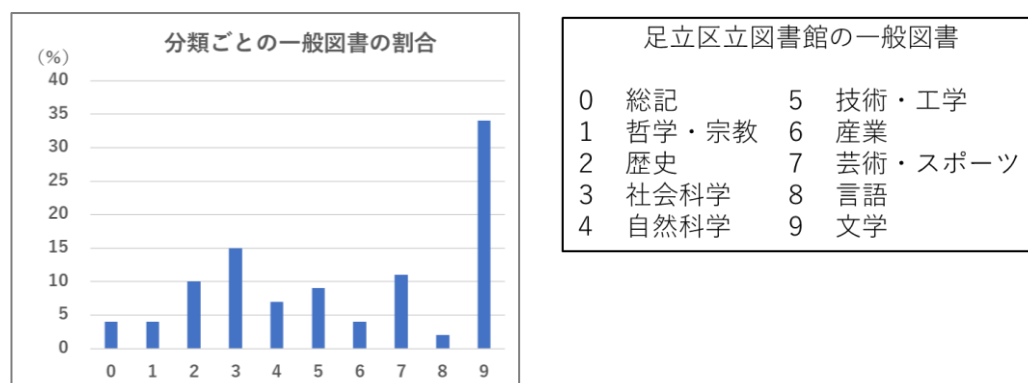
(5) 【C】【D】【E】【F】収集作品数（分類別）

C から F の漫画については、現在の区立図書館における一般図書の蔵書構成に準ずるバランスで収集するのがよいと思われます（【図表 3】参照）。

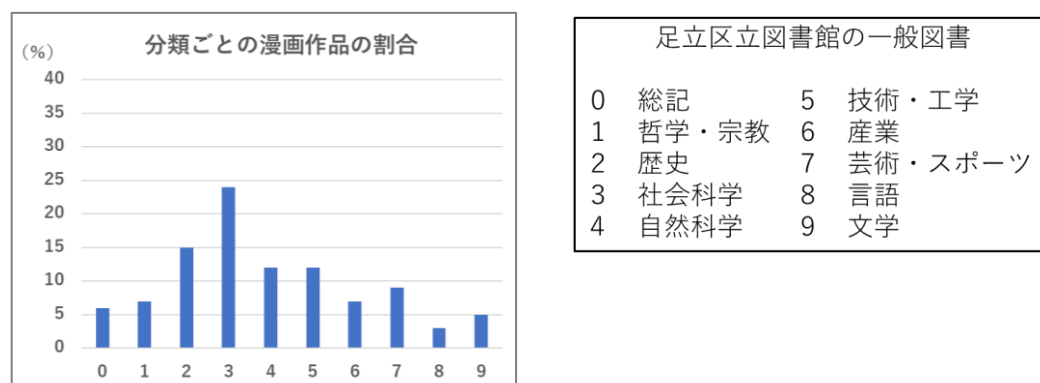
特に、今回の収集目的である「入門書としての漫画」という性格を考慮すると、3 類（社会科学）・4 類（自然科学）・6 類（産業）を手厚く収集することがよいかと思われます（【図表 4】参照）。

なお、9 類（文学）の分野は小説を多く含むために、他の分野と同じように考えることができません。そのため、一般図書の割合に合わせる必要はないと考えます。

【図表 3】 足立区立図書館における分類ごとの一般図書の割合



【図表 4】 足立区立図書館における分類ごとの漫画作品の割合



(6) 【C】【D】【E】【F】種別の数の数え方（「作品数」と数えることについて）

漫画作品特有の要素として、特定主題を学べるストーリー漫画（F）は1巻で完結する作品は少なく、複数巻になる作品が多いため、冊数ではなく作品数で考えていくことが現実的であると考えられます。

テーマごとの入門書としてバランスよく収集・提供するためには、作品数に留意してください。

(7) 本棚への並べ方

収集した漫画をいかにして多くの方に手に取ってもらうかが重要であるため、配架する場所や展示の仕方については検討が必要です。

(8) 用途（閲覧用と研究・保存用）・貸出区分・所蔵

種別によって、用途や所蔵館を整理することが望ましいと考えます。

ア 用途

- ① A、Bは地域資料として収集する目的も兼ねているため、1冊目は研究・保存用として、2冊目以降は閲覧用とします。
- ② CからFは利用者の課題解決や新たなテーマに関心をもってもらう目的として、すべて閲覧用とします。

イ 貸出区分

足立区の特性を考慮すると、研究・保存用として収集するA、Bの1冊目を除き、次の2点の理由から積極的に貸出を進めていくことが望ましいと考えます。

- ① 館内閲覧のみとすると、読みたいタイトルを所蔵している館が利用者の居住地から離れている場合、物理的な距離から利用を控える可能性が生じます。
- ② 地域館によっては小規模な施設もあり、混雑時には閲覧席数が不足する可能性があることから、漫画を借りて自宅等で読みたいというニーズが予想されます。

ウ 所蔵館

- ① 研究・保存用として収集するA、Bの1冊目は中央館にて所蔵
- ② 貸出可とする①以外の作品については、閲覧用として中央図書館・地域図書館に所蔵

【図表5】種別ごとの用途及び所蔵館

種別		用途	貸出区分	所蔵館
A	足立区ゆかりの作家の作品	研究・保存用（1冊目）	禁貸出	中央館
		閲覧用（2冊目）	貸出可	中央館
B	足立区が舞台の作品	閲覧用（3冊目以降）		地域館
C	学習漫画	閲覧用	貸出可	中央館 地域館
D	実用漫画			
E	コミックエッセイ			
F	特定主題を学べるストーリー漫画			

3 館内のルール・マナーの見直しについて

これからの時代に求められる新しい図書館は、単に本を借りたり情報を消費したりする場ではなく、利用者の活動や交流を促進する場として機能することが求められます。

本と情報の充実を図るとともに、利用者の行動をルール等で極力縛らず「みんなが居心地よく過ごすことができる居場所」を整備し、「本や情報を介したコミュニケーションや体験の場」として、活動のための余白をハード・ソフト両面で残す必要があります。

そのため、館内のルール・マナーの見直しを次の方針で試行をお願いします。

(1) 令和8年度の見直し対象

ア 音に関するルール

(ア) 背景

- ① 従来の図書館利用者は静謐な環境を求めており、図書館もそのような空間を提供していました。
- ② 一方、音を出すことを避けられない方（子ども、障がいのある方、等）やグループや親子で会話をしながら利用したい方にとっては、そのような環境が来館を妨げる要因となっています。
- ③ 今後は「にぎやか」「静か」どちらのニーズにも応えることができる空間づくりが重要です。
- ④ 生徒・学生たちが皆で対話をしながら学び合う学習方法が学校図書館・大学図書館に導入され、公共図書館でも学習・教育的な観点からそうした空間を用意することが求められるようになっていきます。

(イ) 見直し案

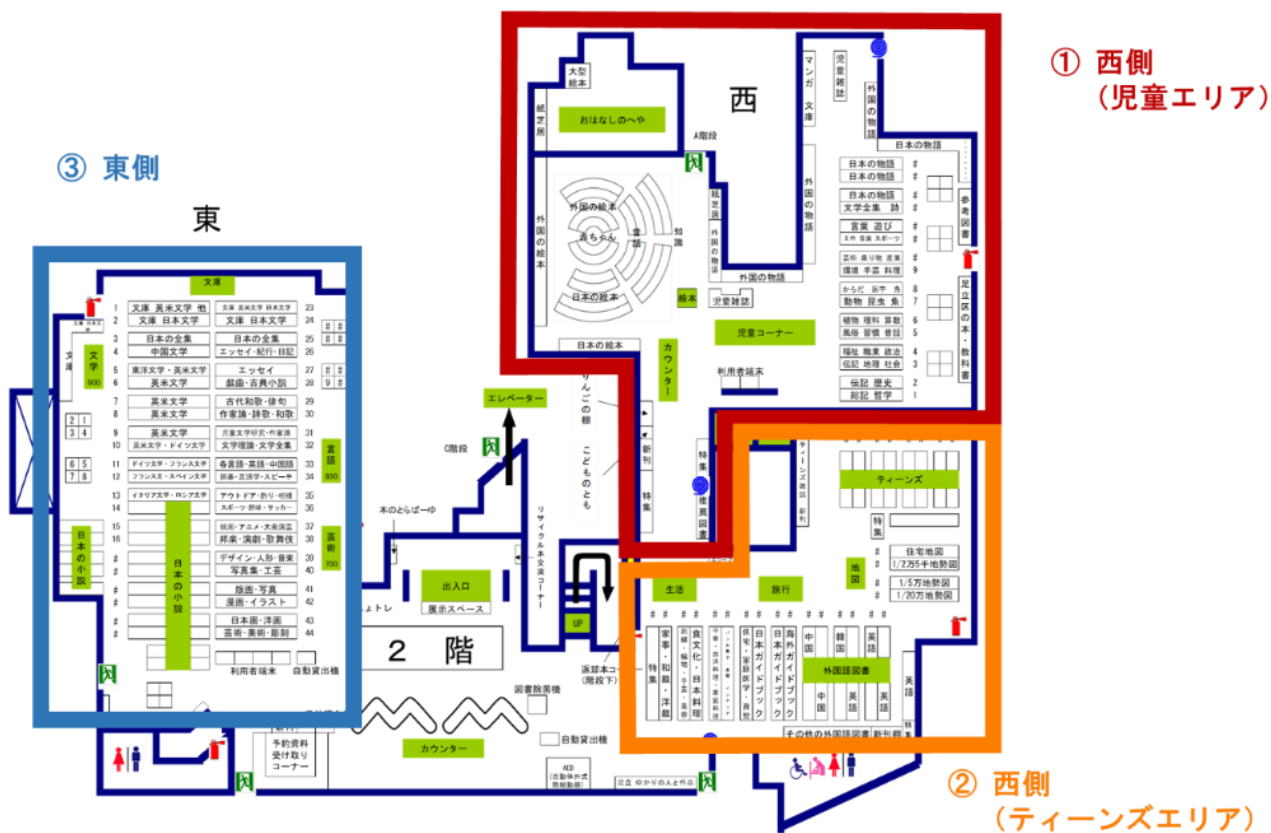
※ 会話・キータッチ音を区別せずに緩和することを想定

- ① 広さや間取りなどの環境要因によって館ごとの差異が大きいため、まずは区立図書館で最も面積の大きい中央図書館で試行
- ② 手法としては、令和7年8月から9月に実施した利用者アンケート（巻末資料参照）の結果から、ゾーニングによる緩和とします。
- ③ 音に関して最も需要の高い「子ども」や「ティーンズ」が使用する2階を試行エリアとします。
- ④ 試行の際は、目的や趣旨（アクションプランに基づき図書館が目指す方向）を来館者に明確に伝えることが重要です。
- ⑤ 試行期間は3か月程度が望ましいと考えます。また、試行期間中は利用者アンケート等で効果測定を行い、その結果を踏まえて適宜改良を図るべきです。

【図表6】 中央図書館における音を緩和する範囲

階数	エリア	現在の利用シーン	音を出してもいいエリア
1階 約 370 m ²	全体	新聞、雑誌、視聴覚資料を配架 一人での利用が中心	×
2階 約 2,900 m ²	西側（児童エリア）	絵本や児童書を配架 乳幼児親子や小学生の利用が中心	○
	西側（ティーンズエリア）	ティーンズ向け資料を配架 中高生の利用が中心	○
	東側	小説などの読み物を主に配架 一人での利用が中心	○
3階 約 2,700 m ²	西側	実用書・基本書・教養書等を配架 調べものや勉強等一人での利用が中心	×
	東側（PC利用可能エリア）		×

【参考】 中央図書館2階 館内案内図



イ 電源の利用に関するルール

(ア) 背景

- ① 現在では、個人がスマートフォンやP C等の電子機器を日常的に持参していることも珍しくありません。
- ② また、近年の図書館に対するニーズは、調べものや読書等の明確な目的を持った利用だけではなく、いわゆるサードプレイスとして居心地の良さを求めて図書館へ来館するケースも増えています。
- ③ これらの背景から、公共施設の基本的なインフラとして、図書館でも電源の利用を緩和していくべきと考えます。

(イ) 見直し案

- ① 地域館を含めた区立図書館全体でのルール変更とします。
- ② 電源の利用にあたり、方針及び具体的な対応は次のとおりとします。

【図表 7】電源に利用に関する方針及び対応策

方針	具体的な対応
目的設定不要	要綱の改定にあたり、目的は設定しません。 (参考:「足立区立図書館閲覧席に設置する電源の提供に関する要綱」第3条) 第3条 電源は、利用者が閲覧席の利用に伴い、 調査等により情報機器類を使用する場合に限り 、使用させることができるものとする。 2 館長は、前項に定める使用以外の目的で電源を使用しようとしている者に対し、使用の中止を命じることができる。
多くの人が利用できるように	電源がある席が混雑する館は、座席の指定席制を導入し、公平な利用環境とします。
発火リスクを考慮	マナーをコンセント付近に掲示。 ① バッテリー発火リスクを考慮し、充電中の離席は最小時間とします。 ② コンセントの消費電力許容範囲を超える機器接続はしないようにします(周囲の席と譲り合って使用)。

(2) 今後の検討課題

ア 館内の撮影に関するルール

※ 資料の撮影を除く

(ア) 背景

- ① 従来の図書館では、著作権保護を意識し図書館資料の撮影を防止する目的で、館内における撮影を禁止としてきました。
- ② 近年では、スマートフォンの普及やSNSの浸透などにより、家族や友人、自分自身、施設などを撮影したいとの声が寄せられています。
- ③ これらの利用者の方の中には「図書館の館内が撮影NGであることを知らなかった」という人も多く、職員や他の利用者の方から注意されてしまう

ことなどもあるため、館内の撮影ルールを見直す図書館が増えてきています。

(イ) 見直しに向けた方向性

協議会での慎重な意見を踏まえ、令和8年度からの試行は見送ることとしますが、社会状況や図書館の取り巻く環境の変化が生じたときには、次の論点に基づいて再び検討をお願いします。

- ① 禁止ではなく、どうすれば撮影が可能になるか、という観点から検討を進めるべきであると考えます。
- ② ルールで禁止するよりも、スタッフに声をかけるなどコミュニケーションを促す運用が望ましいです。
- ③ 図書館は「本のある空間」として若い世代からの撮影のニーズが高まっており、この要素をどう考えるべきか検討が必要です。

以上

足立区の図書館について

令和8年8月24日(月)

足立区立中央図書館

本日本話したいこと

1 足立区の図書館

2 足立区立図書館協議会

Ⅰ 足立区の図書館

- ① 「足立区立図書館条例」に基づき、15の図書館を設置
- ② 駅付近の公共施設など身近な場所で予約資料の受取や資料の返却ができる「図書受渡窓口」を7か所に設置
- ③ 区立図書館および図書受渡窓口概要は、参考資料3『足立区の図書館 令和6年度事業報告書』p.56、57のとおり
- ④ 中央図書館は、窓口業務など一部の業務を外部委託
- ⑤ 地域図書館14館には、指定管理者制度を導入

Ⅰ 足立区の図書館

図書館		図書館以外
中央図書館 (1館)	地域図書館 (14館)	図書受渡窓口 (7か所)
貸出・返却、図書整理等の基本的業務のほか、次の中心館固有の業務を行う ① 区立図書館全体の方針決定 ② 図書館システムの維持管理 ③ 一括選書 など	貸出・返却、図書整理等を中心とした地域の身近な図書館	駅付近の公共施設など身近な場所で予約資料の受取や資料の返却ができる窓口
区職員及び委託事業者による運営	指定管理者による運営	委託事業者または指定管理者による運営（施設により異なる）

1 足立区の図書館

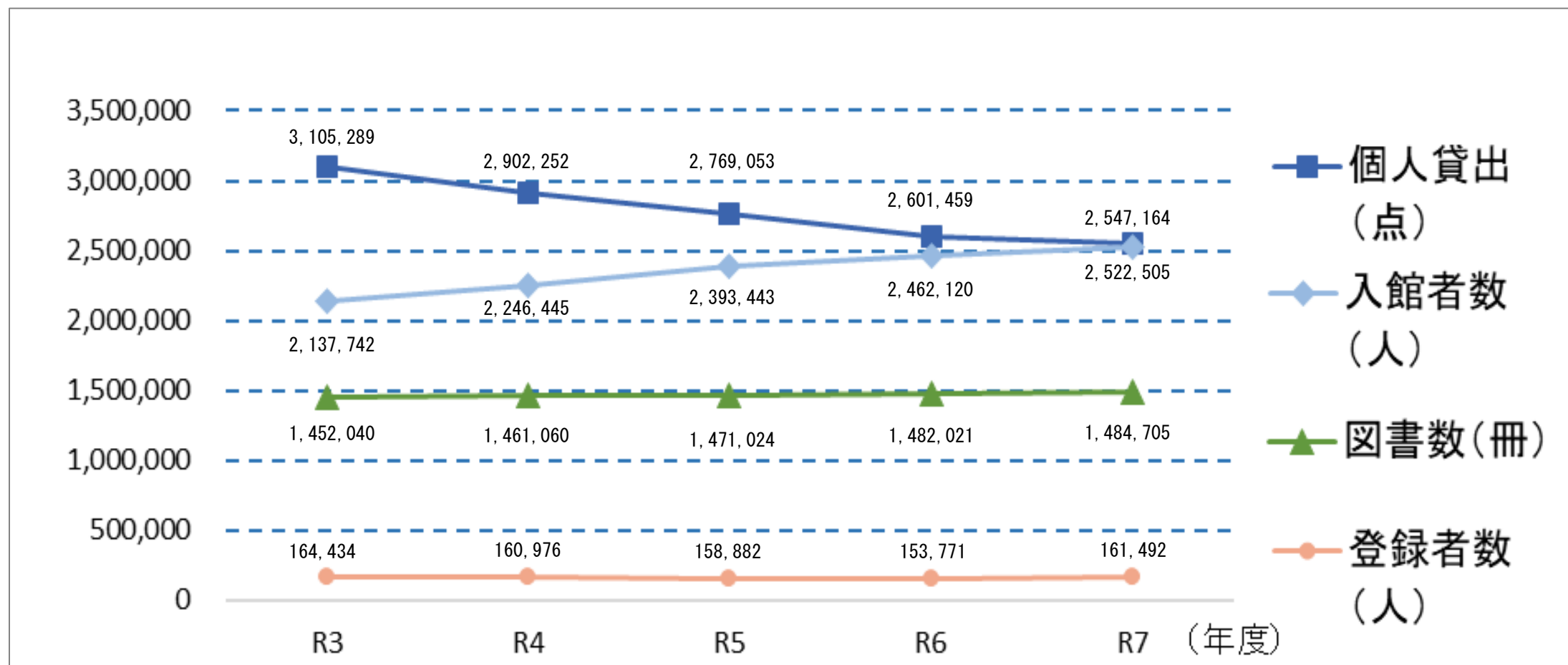
図書館15館、図書受渡窓口7か所を区内全域に配置

(『足立区の図書館 令和6年度事業報告書』56,57ページ)



Ⅰ 足立区の図書館

■ 過去5年間の図書館利用の推移



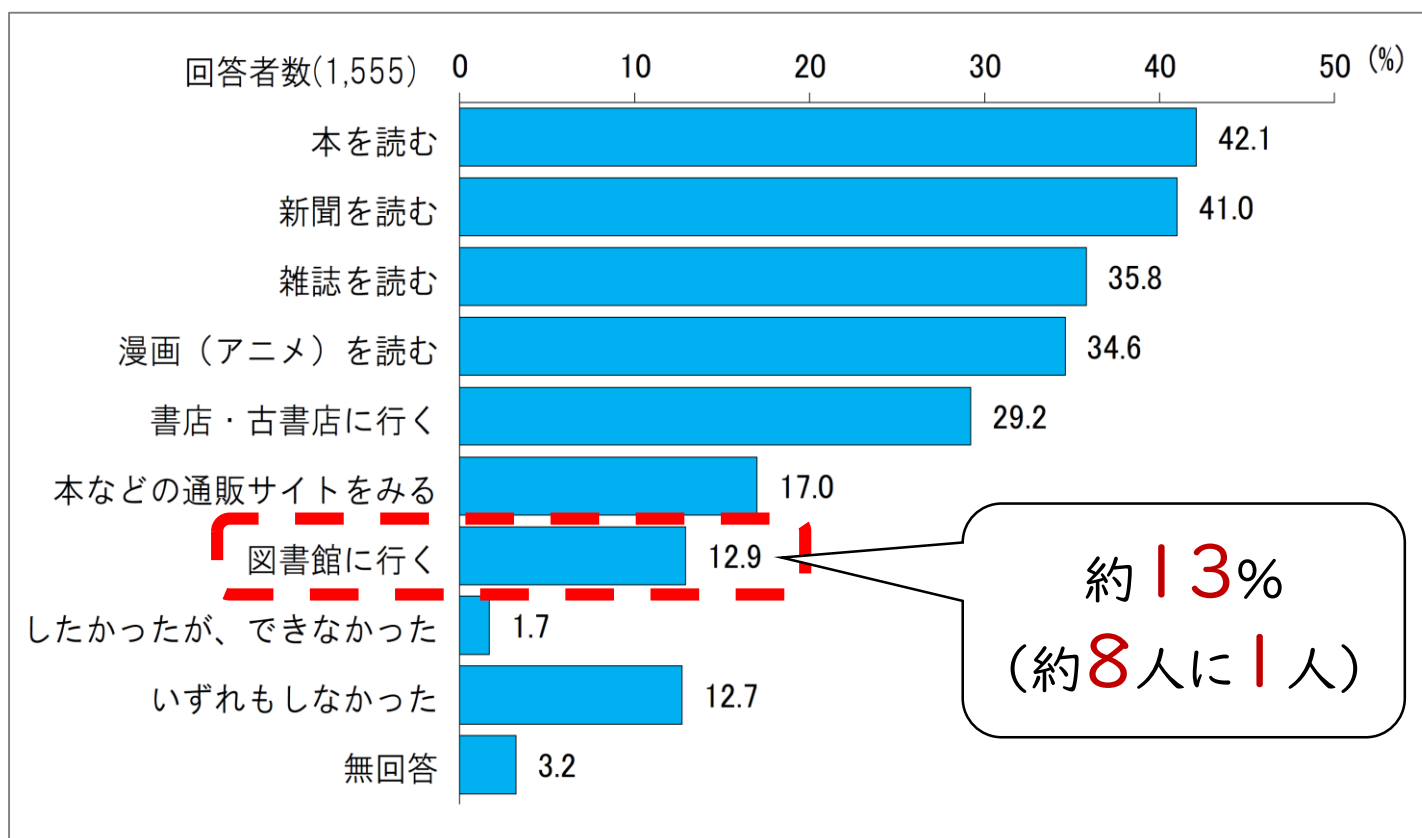
Ⅰ 足立区の図書館

直近1か月で図書館に行った区民は約13%（約8人に1人）に留まっている。

行動状況分析

- ① 読書に関わる行動がある方は、約8割程度
- ② 読書に関わる行動のうち、最も多いのは「本を読む」
- ③ 「図書館に行く」行動をとった方は、約13%（約8人に1人）

直近1か月の読書に関わる行動状況



令和5年度「第52回 足立区政に関する世論調査」結果より

Ⅰ 足立区の図書館

■近年の主な取り組み

(1)「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」の策定

(2) 漫画の収集と提供

(3) 図書館ナビゲーターの配置

Ⅰ 足立区の図書館

(Ⅰ)「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」の策定

＼区立図書館の使命(ミッション)／

足立での暮らしや学びが 楽しくなる図書館

- 1 暮らしや仕事、学習、趣味など、生活のさまざまな場面において、区民に寄り添うこと
- 2 本と出会う喜びや先人の知を学ぶ楽しさ、多様な生き方を知る機会を提供すること
- 3 暮らしの活力を得たり、豊かな地域文化を生み出したりする場となること



I 足立区の図書館

(2) 漫画の収集と提供

種別		説明	主な作品例
A	足立区ゆかりの作家の作品	区出身・在住作家の作品	羽海野チカ『3月のライオン』 森川ジョージ『はじめの一步』
B	足立区が舞台の作品	全体または一部で足立区が舞台の作品	つげ義春『おぼけ煙突』 鈴木小波『ホクサイと飯さえあれば』
C	学習漫画	主に児童が対象で、学校で習う教科の内容を漫画で表現したもの	『日本の歴史』『世界の歴史』 『ドラえもん』の学習シリーズ 『世界史探偵コナン シーズン2』
D	実用漫画	主に大人が対象で、漫画を通して特定主題について学べる実用書・教養書	『中学数学は7日間でやり直せる。漫画でカンタン!』(410) 『患者と家族のための漫画で学ぶ脳卒中』(493.7) 『お花屋さんに聞く!漫画切り花図鑑』(627)
E	コミックエッセイ	主に大人対象で、作者の体験をもとに描かれたエッセイ・ルポルタージュ	『実録 保育士でこ先生』 保育 (376) 『人生最大の失敗』 離婚 (324) 『中年女子、ひとりで移住してみました』 農村生活 (611)
F	特定主題を学べるストーリー漫画	歴史・医療など、読むことで知識が広がり、様々な分野への関心が高まる作品	こうの史代『ぼおるぺん古事記』 日本神話 (210.3) 柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活』 生活保護 (369.2) 清水茜『はたらく細胞』 人体 (490) 鈴ノ木ユウ『コウノドリ』 産科医療 (490) 井上雄彦『スラムダンク』 バスケットボール (783.1)

I 足立区の図書館

(3) 図書館ナビゲーターの配置

【令和8年4月1日付採用】

中央図書館「図書館ナビゲーター」の募集

近年、図書館は単なる情報の消費の場を超え、地域の活動や交流を促進する新たな場としての役割を果たすことが求められています。

足立区では、令和6年度から「図書館サービスデザイン担当課」を新設し、既存の区立図書館の業務の見直し及び新たな図書館サービスの企画、立案、推進と人材育成を進めています。令和7年度には、「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」を策定し、区立図書館が目指す方向と5つのアクションを設定しました。令和8年度からは、このアクションの実行が本格稼働していくとともに、令和10年度に予定している中央図書館の部分リニューアルの準備も始動したところです。

これからの足立区立図書館は、「本を読む人も読まない人も訪れ、区民で賑わう図書館」を目指して、「空間」「つながり」「本との出会い」の3つの視点から、新しいサービスに取り組んでいきます。それらを担う職員は、従来の図書館業務に加えて、新しい業務も担うことになることから、この度、新たに「図書館ナビゲーター」の職を設定することになりました。多様な経験やバックグラウンドから生まれる力を、図書館の運営に活かしていただけるチームが作れることを期待しています。

新しい図書館サービスに関心のある方、地域の魅力を高めるために共に取り組んでいただける方のご応募をお待ちしております。私たちと一緒に、足立区立図書館の未来を創造していきましょう。

以下の資格のいずれかを持つ方

- ① 司書、司書補
- ② 学芸員、学芸員補
- ③ 認証アーキスト、
准認証アーキスト、
デジタルアーキスト、
準デジタルアーキスト
- ④ 検索技術者(1級～3級)
- ⑤ 社会教育士
- ⑥ 司書教諭
- ⑦ 絵本専門士
- ⑧ 読書アドバイザー
- ⑨ 認定ワークショップデザイナー
- ⑩ 保育士
- ⑪ 幼稚園教諭
- ⑫ 教員(小・中・高)

または、以下の業務経験が、
2年以上ある方

- ⑬ 企画業務
- ⑭ 広報業務
- ⑮ 編集業務
- ⑯ 原稿執筆業務(ライター)
- ⑰ 映像制作業務
- ⑱ 書店運営業務
- ⑲ 図書館運営業務
- ⑳ 地域おこし協力隊

【業務内容】

- ① 資料の収集と活用
- ② 利用者支援
(レファレンスサービスなど)
- ③ 児童向けサービス
- ④ 広報
- ⑤ 来館者の交流を促進する
企画・事業
- ⑥ 新規利用者を開拓する
企画・事業
- ⑦ 本と人をつなげる
企画・事業

令和8年4月

図書館ナビゲーターを配置

司書資格を必須とせず、学芸員、保育士などの資格や企画・広報業務の経験などを活かし、新たなサービスを提供

2 足立区立図書館協議会

令和6年度諮問事項

図書館サービスデザインアクションプランの策定について

令和7年度諮問事項

(1) 漫画の収集について

(2) 館内のルール・マナーの見直しについて

区立図書館における 住民参加の促進について

令和8年8月24日(月)

足立区立中央図書館

Ⅰ 諮問の背景（Ⅰ）

足立区自治基本条例 前文（抜粋）

私たちは、住民自治と団体自治の原理を尊重し、「**地域のことは地域住民が決定し、決定したことには責任を負う。**」ことを基本として、区民参画と協働による真の自治の確立を目指してきました。

（省略）

これまでの協働に加え、誇りや生きがいを持って夢や希望に向かってチャレンジする**多様な主体が、互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層力を発揮する仕組みを「協創」と呼び、持続可能なまちを築き上げる根本と位置づけます。**このことによって、私たちは、人権の尊重された自治の主体として地域の創造にかかわっていくことができ、**自らの判断と責任において、ともに考え行動し、私たち区民一人ひとりの幸福が実現される**ものと考えます。

Ⅰ 諮問の背景（Ⅰ）

足立区自治基本条例（抜粋）

第3条 **区民は、自治の主体として、区政運営に参画する権利**並びに区が保有する情報の公開及び提供を受ける権利**を有する。**

2 区民は、区政に参画するにあたっては、**自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。**

第6条 区は、基本理念を実現するために、次に掲げる基本原則に基づいて区政を運営しなければならない。

(1) 区は、区民の自主性を尊重するとともに、公共的課題を解決するため、**責務と役割を区民と分担しながら、協働・協創により区政を運営する**ものとする。

第9条 区は、協働・協創による区政運営を進めるため、**区民の参画を保障する仕組みを整備しなければならない。**

Ⅰ 諮問の背景(2)

「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」 (令和7年度～令和11年度)

アクション4 図書館サービスのさらなる発展にむけた取り組み

(5) 住民参加の促進

- ❶ 区立図書館の可能性を広げ、より多様なサービスを展開していくために、住民参加型の運営を模索します。
- ❷ 本プランに基づく事業計画の策定にあたって図書館協議会の意見を取り入れていくほか、日常的な図書館サービスにおいても住民が主体的に図書館づくりに参加していく仕組みを作っていきます。

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(1) 図書館全般に関して、意見を述べる

【例】足立区ほか

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(2) 図書館の政策・計画に関して、意見を述べる

【例】多摩市、真庭市ほか

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(2) 【例】多摩市

参考資料6 | ページ参照

市民協働イベント

図書館の新計画を市民のための サービスに具体化しよう！

多摩市立図書館は、第二次読書活動振興計画を策定し、
2025年10月からスタートさせました。
新計画は中央館・地域館のサービス計画が盛り込まれています。
“多摩市の図書館をともに育てる会”は、新計画の趣旨について理解を
深め、中央館・地域館ともどもサービスの在り方を考え、計画がより良
い市民のためのサービスとして実行されることを目指して、図書館ト
ークを市民協働イベントとして企画しました。

図書館トークでは、

- ◎図書館長、図書館協議会会長や計画策定に関わった市民が、
市民への図書館サービスにどんな変化があるのか、
計画に込められた思いを語ります。
- ◎続いて参加者も交えて意見交換を行います。

図書館に心寄せる皆さまの参加を呼びかけます。

イベントの詳細は
図書館ホームページまで↓



日 時 令和8年1月18日(日) 13:30~16:00
会 場 多摩市中央図書館 2階 活動室1
参 加 どなたでも 当日先着順 40人
問合せ 多摩市立中央図書館 企画運営担当1まで
TEL 042-373-7955
(開館日の9:30~17:00)

企 画 多摩市の図書館をともに育てる会
共 催 多摩市立図書館
協 力 株式会社リーガルカフェ

出典:「多摩市の図書館をともに育てる会」
HPより
<<https://sodatetamatosholib.exblog.jp/>>
(参照 2026/08/19)

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(2) 【例】真庭市

参考資料6 2ページ参照

出典:「真庭市立図書館」HPより
<<https://lib.city.maniwa.lg.jp/outline/sodate/>>
(参照 2026/08/19)

2025 年度図書館そだて会議のご案内

「図書館そだて会議」は、図書館の活動をふりかえったり、図書館でやってみたいことを話し合ったりする会です。どなたでもご参加いただけます。

今年は、図書館の運営指針である「真庭市図書館みらい計画」を改定する年となっており、次の5年間、真庭の図書館がどのようなことを大切にしていけるかを話し合います。図書館をよく利用されている方も、利用したことがない方も、近くの図書館でぜひご参加ください。

中央図書館では、「地域をつなぐ図書館」と題して、分断の進むアメリカ社会で、地域の中核として民主主義を守ろうと奮闘している図書館について学ぶ講演会を同時開催します。どうぞ一緒にください。

○ 開催場所と日時

中央図書館 0867-44-2012	10月18日土曜	午後3時から5時30分 講演会：午後3時から4時30分※ そだて会議：4時30分から5時30分
北房図書館 0866-52-5220	10月23日木曜	午前10時から11時45分
落合図書館 0867-52-3315	10月16日木曜	午前10時から11時30分
久世図書館 0867-42-7203	10月9日木曜	午前10時から11時30分
美甘図書館 0867-56-2611	10月17日金曜	午後3時45分から4時30分
湯原図書館 0867-62-2014	10月28日火曜	午後2時から3時30分
蒜山図書館 0867-66-7880	10月24日金曜	午後2時から3時30分

※ 講演会「地域をつなぐ図書館～アメリカの闘う図書館最新事情～」

講師：豊田恭子さん(東京農業大学教授) 参加費無料

○ 定員 20人程度

○ 参加方法 各図書館へ来館、電話または申込みフォームより→



2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(3) 図書館の運営に関与する

- ① 寄付や資料寄贈
- ② ボランティア等 図書館サービスの一部を住民が担う
【例】足立区、北区ほか全国多数
- ③ 図書館主催事業の講師を住民がボランティアで担う
【例】足立区ほか全国多数
- ④ 図書館の棚づくりに住民が参加
【例】足立区ほか
- ⑤ 図書館が住民による絵本の創作を募集
【例】水俣市ほか

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(3) ② 【例】足立区のボランティア（おはなし会）



2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(3)② 【例】足立区のボランティア（障がい者サービス）



出典:「足立区総合ボランティアセンター」HPより
<https://adachi-vc.com/reserve/group_detail/6>
(参照 2026/08/19)

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(3) ②

【例】北区のボランティア

参考資料6 3ページ参照

出典:「北区図書館活動区民の会」HPより
<<https://kuminlib.jimdofree.com/>>
(参照 2026/08/19)



[メインページ](#) [これからの日程](#) [会の概要](#) [区民の会たより](#) [各部の紹介](#) [リンク先](#)

北区図書館活動区民の会の概要

この会は区民が「北区立図書館」のパートナーとして活動できる非営利団体の組織です。現在図書館でボランティアをしている方や興味のある方、また、図書館に関心のある方、そんな方々が参加できるしくみをつくっています。

目的 この会は、区民の参加により、図書館が区民の知的活動、教育活動、創造的文化活動に有効に活用されるよう「協働の場」「生涯学習の場」「創造の場」として活動を行うことを目的とします。
区民にとっては、図書館のパートナーとして係わることによって図書館の機能や運営を理解する場になり、図書館にとっては、図書館が行う活動を直接区民に説明する場や区民のニーズや情報を収集できる場になります。

組織 「子ども部」「※ユニバーサル部」「地域資料部」「ドナルド・キーン研究会」が現在活動しています。図書館との対話の場を図書館職員とともに構成し、図書館活動や人材育成、広報等図書館に関する様々なことを協議して進めています。
(※ 障がいのある方もない方も、同じように図書館を利用できるようにするための活動を行います。)

会員の種類 この会は、正会員（個人、団体）、登録会員（個人、団体）、賛助会員（個人、団体）で構成されます。
○正会員 年会費あり。個人 1000円 団体 2000円
部に属し、総会議決権を持ちます。
○登録会員 会費なし。
部に属しますが、総会での議決権や役員資格がありません。
○賛助会員 賛助会費を納めた個人、団体です。

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(3) ③ 図書館主催事業の講師を住民がボランティアで担う (つながるあだち人)

参考資料6 4ページ参照

つながるあだち人

つながるあだち人とは、地域企業の方をお招きし、足立で働く人のお話を聞く講座です。

▲ 足立区

Let's make はっぴーだるま

11/26 受付開始

2026 1/31 土

14:00-16:00

場所 舎人地域学習センター 学習室

講師 はっぴーだるま工房(株式会社Crista) 高橋美帆(代表取締役)

対象 2歳以上の方 (小学生以下は保護者同伴)

定員 30人

料金 2,200円 (舎人図書館特別価格)

昨年度の講座で好評だった、幸せと真心を届ける縁起だるま「はっぴーだるま」の(株)Cristaが再登場！誕生秘話やだるまに込めた想いをお話しいたします。今回は、真っ白な「はっぴーだるま」にペイントをして、自分だけのオリジナル「はっぴーだるま」を作るワークショップも開催！

お問合せ・申込み先
舎人地域学習センター
〒121-0831 東京都足立区舎人1-3-26
TEL 03-3857-0008 FAX 03-3897-6136

主催：舎人図書館
共催：舎人地域学習センター
後援：足立ブランド対外PR部会

つながるあだち人 開催実績		
回次	開催日	タイトル
1	2022/10/22	沿線グラスができるまで～(株)安心堂社長・丸山さんの話～
2	2023/2/25	江戸の笛師、キッチンカーで駆ける(有)大塚竹管楽器代表取締役・大塚敦さんの話
3	2023/6/25	がんの女性によりそう町工場～足立ブランド認定企業 ユコー(株)戎谷さんの話
4	2023/9/3	ペルシャ絨毯がつないだ 足立区とイラン
5	2024/1/24	半導体加工装置で世界へ！二代目の挑戦
6	2024/3/23	とねりから連なる革製品にかける想い
7	2024/11/9	町工場が挑むモノづくりの未来
8	2025/1/18	Let'smake!はっぴーだるま
9	2025/2/2	創業95年！樹脂精密切削技術で未来へ
10	2025/6/8	一畳一畳に心を込めた想い、愛畳の畳店
11	2025/10/4	あだちでつながるピンクリボン～もっと知りたいがんのこと～

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(3) ④

【例】足立区の
「ひとはこ図書館」

参考資料6 5・6ページ参照

中央図書館に
あなたの **本棚** を
つくりませんか？

令和9年度
「足立ひとはこ図書館」参加者募集中

POPなどを作って
自分好みの本棚に！

図書館ナビゲーターが
お手伝いします

オススメしたい本を
20冊～50冊選ぼう！

申込方法 ① 中央図書館 窓口 ② オンライン申請
※右記二次元コードより申込可

募集人数 1期間あたり1組
※応募者多数の場合は抽選

対 象 16歳以上の
区内在住・在勤・在学の方

申込締切 令和8年11月29日(日)まで

展示期間
第1期: 令和9年4月1日(木)～5月30日(日)
第2期: 令和9年6月1日(火)～7月29日(木)
第3期: 令和9年7月31日(土)～9月29日(水)
第4期: 令和9年10月1日(金)～11月29日(月)

足立区立中央図書館 資料管理係
住所: 足立区千住5-13-5 電話: 03-5813-3740

詳しくは裏面へ

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(3) ⑤

【例】水俣市の 環境絵本大賞

参考資料6 7～9ページ参照

出典:「水俣市立図書館」HPより
<<https://www.minalib.jp/ehontaisyo/>>
(参照 2026/08/19)

多様な生態系を未来に紡ぎたい

第4回

みなまた 環境絵本大賞

作品募集

『環境首都みなまた』は
環境をテーマにした
絵本（原文、原文と絵）を募集します
「今」を生きるあなたの
「紡ぎたい想い」を
作品に込めてお寄せください



「すずこ」第3回みなまた環境絵本大賞作品
(文・宮野ななこ、絵・石川スリコ、発行・西日本新聞社)

募集期間 平成27年7月1^(水)日～10月31^(土)日

賞及び賞品 大賞（1編）賞金20万円及び絵本の出版（予定）
優秀賞（1編）賞金5万円
佳作（3編）水俣市特産物

審査員 柳田邦男（作家）小泉るみ子（絵本作家）村中李衣（児童文学者）
西日本新聞社出版部

応募・問い合わせ 水俣市立図書館内 みなまた環境絵本大賞事務局
〒867-0065 熊本県水俣市浜町 2-10-26
TEL.0966-63-8401（火～金曜日 AM9:00～PM5:00）

募集要項・応募方法はホームページ <http://www.minalib.jp> をご覧ください

主催：熊本県水俣市、水俣市教育委員会 協賛：熊本県、熊本県教育委員会、熊本県市立図書館協議会、（社）日本児童文学者協会、（公）全国学校図書館協議会、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞西日本社、熊本日日新聞社、NHK熊本放送局、熊本放送、テレビ熊本、くまもと県民テレビ、九州朝日放送、エフエム熊本

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(4) 図書館を場として、住民が各種の活動を行う

① イベントの実施(個人中心)

【例】伊丹市ほか

② イベントの実施(会を結成)

【例】墨田区ほか

③ イベントの実施(登録型)

【例】荒川区ほか

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(4) ① 【例】伊丹市

参考資料6 10～12ページ参照

出典:「伊丹市立図書館 ことば蔵」HPより
<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/EDSHOGAI/EDLIB/kouryu_floor/index.html>
(参照 2026/08/19)

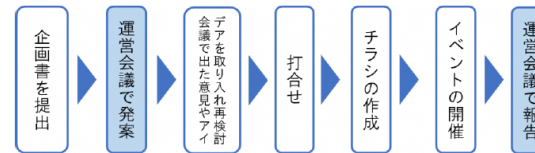
ことば蔵交流フロア運営会議

参加者の募集要項

たくさんの方に楽しんでもらえる、アイデア募集中！

ことば蔵では、1 階交流フロアの活用を利用者の皆さんと一緒に考える交流フロア運営会議を開催しています。交流フロアでは、市民企画のイベントを中心に年間 200 回以上の企画を実施しています。「私もこんなイベントで、図書館を盛り上げたい。」「地域活性化に貢献したい。」といった思いをイベントとして実現できるかもしれません。会議で発案した企画は、参加者から出た意見やアイデア等を取り入れ、みんなでイベントを創り上げていきます。誰でも気軽に参加できるオープンな会議です。毎月第一水曜日 18:30 から開催！

企画までの流れ



企画の対象

1. 読書、文化、歴史等に関する企画
2. ことば蔵交流フロアで実現可能であること
3. 市民の学習および交流のためであること

対象施設 ことば蔵 1 階交流フロア

時 間 平日 9:30～20:00／土日、祝日:9:30～18:00

役割分担

ことば蔵

- ・採用された企画の、広報いたみやことば蔵ホームページへの情報提供、チラシの印刷等（チラシ作成は、指定のチラシフォームをご利用ください）
- ・施設および付属設備使用料（当館備品のみ）の経費負担

企画者

- ・企画書の作成。指定のフォーマットに企画概要をご記入の上、当館へお持ちください
■ホームページや右のQRコード先にあります
- ・チラシの作成（印刷等は、ことば蔵が行います）
- ・イベントの準備、設営、司会進行、撤収作業
- ・経費全般のご負担



ことば蔵交流フロア運営会議 HP

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(4) ① 【例】伊丹市

交流フロア運営会議令和7年度活動実績

開催日	タイトル
4月3日	NHK 杯全国高校放送コンテスト指定作品を朗読する
4月5日	香害ってなあに？
4月6日	将棋 Ryoma 杯トーナメント戦
4月12日	一級建築士が解説する木造住宅の建築基準法改正について
4月19日	キッズ・サバイバー 講座 地震編
4月20日	わらべうたあそびとおはなしの会 春
4月23日	漫画を語ろう！
5月10日	いたみ文芸ことそうし
5月10日	みんなでいろんなミニゲームをしよう！！
5月11日	～呼吸ひとつで変わる！～ 初めての瞑想体験
5月24日	第2回きつと役立つ！偉人の名言・名句等をわかりやすく解説する講座
5月28日	漫画を語ろう！
6月6日	図書館のアフタヌーンⅡ 詩と詩&ハーモニカ演奏
6月14日	気になる本で話そう『おしごとそうだんセンター』ヨシタケシンスケ/著
6月21日	キッズ・サバイバー 講座 洪水編
6月22日	世界的にひとつだけのビジョンマップを作ろう！
6月25日	漫画を語ろう！

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(4) ① 【例】伊丹市

交流フロア運営会議令和7年度活動実績

開催日	タイトル
7月3日	日暮れ時の朗読ライブ
7月6日	省エネ住宅を学びましょう!”パッシブハウスとは?”
7月12日	いたみ文芸ことそうし
7月19日	漢詩にふれて遊んで学ぶ 杜甫の人生双六を作ろう!
7月20日	おやこであそぼう からふるいたみ夏休み 2025
7月23日	漫画を語ろう!
8月3日	廃材で夏休みの宿題を作ろう!
8月9日	キッズ・サバイバー講座 防災キャンプ編
8月16日	図書館でわくわくつみきアート
8月16日	ことくらクエスト わすれられた本をさがしだせ
8月17日	第1回いたみから教育を考えよう!オモロー授業発表会 in いたみ
8月27日	漫画を語ろう!
8月30日	第二弾!語り合う!関西の鉄道の歴史を!
8月31日	ことば蔵こども作戦会議 2025
8月31日	わらべうたあそびとおはなしの会・夏
9月4日	朗読ライブ 夏の終わりの怪しい夜 PART II
9月13日	補助金の利用でお住まいを快適に!
9月13日	いたみ文芸ことそうし
9月21日	親子で楽しむ 自分で作る空気砲
9月21日	1時間で作って発表!いたみワンライ開催!
9月24日	漫画を語ろう!
9月27日	気になる本で話そう『二番目の悪者』

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(4) ① 【例】伊丹市

交流フロア運営会議令和7年度活動実績

開催日	タイトル
10月18日	スイーツ好き男子が語るスイーツばなし
10月18日	セミナー 万博と鉄道
10月22日	漫画を語ろう!
10月25日	キッズ・サバイバー 講座 洪水編
11月6日	一緒に歌いませんか?
11月8日	いたみ文芸ことそうし
11月26日	漫画を語ろう!
11月30日	海外紀行 世界あちこち
11月30日	ことば蔵こども作戦会議 2025
12月4日	古典への誘い 三味線演奏と一人語り「曾根崎心中」～音色に浸って物語を楽しむ冬の図書館～
12月4日	朗読ライブ 藤沢周平 忠臣蔵「腕におぼえあり」
12月7日	ことば蔵こども作戦会議企画 Dash! クリスマツリー
12月13日	キッズ・サバイバー 講座 ～防災キャンプ編
12月14日	吃音講座「言語聴覚士と吃音」
12月21日	ことば蔵こども作戦会議 2025
12月24日	漫画を語ろう!
12月27日	海外紀行 世界あちこち

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(4) ① 【例】伊丹市

交流フロア運営会議令和7年度活動実績

開催日	タイトル
1月10日	いたみ文芸ことそうし
1月17日	海外紀行 世界あちこち
1月18日	親子で楽しむ!「紙芝居・エプロンシアターと科学遊び」
1月25日	わらべうたあそびとおはなしの会・冬
1月28日	漫画を語ろう!
2月7日	建築基準法を学ぼう!第2回
2月7日	ペットボトルで地震の模型を作ろう!キッズ・サバイバー講座～地震編
2月14日	海外紀行～世界あちこち
2月21日	気になる本で話そう!「6カ国転校生 ナージャの発見」
2月22日	工作!市民講座「お雛様のかけ軸作り」
2月22日	クリーンランド出前講座
2月22日	リユースコーナー
2月25日	漫画を語ろう!
3月1日	雛見の会
3月1日	第3弾!語り合う!関西の鉄道の歴史を
3月5日	ことば蔵素人演奏会
3月22日	第3回きっと役立つ!偉人の名言・名句等をわかりやすく解説する講座
3月22日	海外紀行～世界あちこち
3月25日	漫画を語ろう

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(4) ② 【例】墨田区

参考資料6 13ページ参照

墨田区ひきふね図書館パートナーズ活動実績	
開催年度	開催実績
令和5	読書会4回
	行政書士による講座1回
令和6	まちライブラリー4回
	行政書士による講座1回
	その他の講座2回（百人一首、児童向けAI）
令和7	まちライブラリー4回
	読書会1回
	講話会1回
	ぬいぐるみおとまり会2回
	図書館総合展出展（ポスター発表）

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(4) ③ 【例】荒川区のボランティア(ティーンズ)

参考資料6 14・15ページ参照

図書館

ティーンズスタッフを募集

活動期間 令和8年3月まで **対 象** 中学生～19歳の方

内 容 図書館でのミーティング(第4回)、司書体験、P.O.P作成、特集コーナーの設置、イベントスタッフ等

申込用紙の配 付 各図書館(図書サービスステーションを除く)

受付期間 4月11日(金)～5月24日(土)

申込方法

- ▶持参……………申込用紙を、各図書館
- ▶電子メール……事業名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・電子メールアドレス・学校名・学年・図書館カード番号(持っている方)・第1回ミーティング(5月25日(日)午前10時～正午)の参加可否・今後の活動頻度(毎回・おおむね・たまに)・ホームページ等への活動写真の掲載可否を、ゆいの森あらかわ

[☑teens@library.city.arakawa.tokyo.jp](mailto:teens@library.city.arakawa.tokyo.jp)

問 合 せ ゆいの森あらかわ ☎(3891)4349



出典:荒川区『あらかわ区報
No.1849』第7面から抜粋

出典:「荒川区立図書館」HPより
<<https://www.library.city.arakawa.tokyo.jp/teensblog?l&pid=2371>>
(参照 2026/08/19)

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(5) 図書館が地域に出ていき、住民と交流する

【例】柴波町など

2 国内で見られる「図書館と住民の関係」のタイプ

(2) 【例】紫波町

参考資料6 16～19ページ参照

カゴいっぱい幸せを
日詰さんさん朝市
小雨決行
会場：紫波町日詰商店街
時間：7時～10時（11月のみ変更有）

令和8年開催予定日
5月9日（土） 9月12日（土）
6月13日（土） 10月10日（土）
7月11日（土） 11月14日（土）
8月8日（土）
※11月の開催時間が9時～12時に変更になります

出店者募集中

- ・出店料1区画（2m×2m）1,500円（当日集金致します）
- ・個人や事業者問わず申込可能です
- ・軽トラックやキッチンカー・簡易テントでの出店が可能です
- ・テントや机等、必要な備品は各自でご持参ください
- ・電気借用が必要な方は別途500円頂きます
- ・出店内容に規制はありませんが県央保健所に申請が必要な方は各自ご対応をお願いします（申込時に臨時営業許可証のコピー提出をお願いします）
- ・火気使用の方は露店等の開設届出書を提出していただきます

出店申込は下記QRコードの申込フォームまたは事務局へご来所ください

【共催】日詰商店会・（株）よんりん舎 【協賛】紫波町商工会 【後援】紫波町
【問合せ】紫波町日詰字郡山駅57-3 電話019-671-1755 メールs-yonrin@echna.ne.jp

出典：「柴波町観光交流協会」HPより

<<https://www.shiwa-kanko.jp/post-4566/>>

（参照 2026/08/19）



出典：「柴波町図書館」HPより

<https://lib.town.shiwa.iwate.jp/event/20250806_03.html>

（参照 2026/08/19）



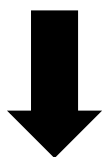
3 住民の「かかわり方」のグラデーション

立場	かかわり方	機能	位置づけ	住民参加の目的 (足立区で追加)	足立区立図書館 (足立区で追加)
当事者	⑧ 評議員	統治	評議会	図書館のあり方を 住民とともに考える	なし
	⑦ 委員	経営	協議会、運営審議会		あり
	⑥ 活動者 (プレイヤー) 協働者 (パートナー)	事業	コミュニケーター ファシリテーター	住民の知識や経験を 図書館運営に活かす	なし
	⑤ 支援者 (サポーター)		ボランティア	図書館活動を支える 担い手を増やす	読み語り 障がい者音訳
共事者	④ 顧客			—	—
	③ 利用者 観覧者			—	—
局外者	② 理解者	広報		—	—
	① 無関心層			—	—

4 検討内容

令和8年度諮問事項

「区立図書館における住民参加の促進について」



区民・地域団体が主体となってイベントを
企画・実施するような、
仕組みとコミュニティ形成の構築方法

4 検討内容

区民・地域団体が主体となってイベントを企画・実施するような、
仕組みとコミュニティ形成の構築方法

「図書館と住民の関係」のタイプ

- (1) 図書館全般に関して、意見を述べる
- (2) 図書館の政策・計画に関して、意見を述べる
- (3) 図書館の運営に関与する
- (4) 図書館を場として、住民が各種の活動を行う
- (5) 図書館が地域に出ていき、住民と交流する

➡ 足立区にはどのようなタイプが適しているか

5 進め方(案)

令和8年度

- 令和8年 8月 第1回 図書館協議会
- ① 【令和7年度答申の検証】
音のゾーニング試行中の報告
 - ② 先進事例(他の図書館の取り組み)の紹介

- 令和8年11月 第2回 図書館協議会
- ① 【令和7年度答申の検証】
漫画の収集と利用状況について
 - ② 先進事例の研究1(実践者による講演)

- 令和9年 1月 第3回 図書館協議会
- ① 【令和7年度答申の検証】
音のゾーニング試行結果をふまえた、新ルールについて
 - ② 先進事例の研究2(実践者による講演)

5 進め方(案)

令和9年度

- | | |
|-----------------|---|
| 令和9年 6月
~7月 | 第4回 図書館協議会
① 足立区に適した「住民参加のタイプ」について議論
② 次回検討議題の整理
(タイプに基づく参加する住民の募り方など) |
| 令和9年 9月
~10月 | 第5回 図書館協議会
＜第4回協議会にて議題決定＞ |
| 令和9年12月 | 第6回 図書館協議会
第5回までの議論をふまえた「仕組みとコミュニティ形成の構築方法(事務局案)」の検討 |
| 令和10年 2月 | 第6回協議会の議論を反映した「案」を、中央図書館長へ答申 |

○足立区立図書館条例

昭和44年3月31日条例第10号

改正

昭和46年条例第8号

昭和48年条例第25号

昭和53年条例第1号

昭和54年条例第26号

昭和56年条例第27号

昭和57年条例第23号

昭和58年条例第75号

昭和59年条例第34号

昭和60年条例第22号

昭和61年条例第47号

昭和62年条例第27号

昭和62年条例第40号

平成5年条例第48号

平成8年条例第22号

平成8年条例第48号

平成11年条例第45号

平成18年6月29日条例第57号

平成18年10月23日条例第66号

平成20年3月28日条例第26号

平成25年3月28日条例第11号

平成27年3月18日条例第12号

平成30年3月28日条例第8号

平成30年10月22日条例第56号

令和元年10月23日条例第43号

令和6年3月28日条例第5号

足立区立図書館条例を公布する。

足立区立図書館条例

東京都足立区立図書館条例（昭和25年足立区条例第7号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 足立区立図書館（以下「図書館」という。）を次のように設置する。

名称		位置
中央館	足立区立中央図書館	足立区千住五丁目13番5号
	（東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口）	（足立区千住旭町5番）
地域館	足立区立花畑図書館	足立区花畑四丁目16番8号
	足立区立竹の塚図書館	足立区竹の塚二丁目25番17号
	足立区立やよい図書館	足立区中央本町三丁目15番1号
	足立区立東和図書館	足立区東和三丁目12番9号
	足立区立佐野図書館	足立区佐野二丁目43番5号
	足立区立舎人図書館	足立区舎人一丁目3番26号
	足立区立保塚図書館	足立区保塚町7番16号
	足立区立江北図書館	足立区江北三丁目39番4号
	分館	足立区立江南コミュニティ図書館
		足立区小台二丁目4番18号
		足立区立新田コミュニティ図書館
		足立区新田二丁目2番2号
	足立区立興本図書館	足立区興野一丁目18番38号
	足立区立伊興図書館	足立区伊興二丁目4番22号
	足立区立鹿浜図書館	足立区鹿浜六丁目8番1号
	足立区立梅田図書館	足立区梅田七丁目13番1号

（目的）

第2条 図書館は、図書、記録、音声、映像その他必要な資料を収集、整理、保存して、区民の利用に供し、その教養、調査、研究等に資することを目的とする。

（事業）

第3条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に基づき、次の事業を実施する。ただし、東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口（以下「受渡窓口」という。）は、次の事業のうち足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める事業を実施するものとする。

（1）別表第1に規定する図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供すること。

- (2) 総合的な資料案内及び読書相談
- (3) 読書会、映画会、鑑賞会、資料展示会等の開催
- (4) 他の図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借、情報提供等を行うこと。
- (5) 規則で定める団体登録をした団体への支援
- (6) その他図書館の目的達成に必要な付帯事業
(開館時間及び休館日)

第4条 開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めたときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。ただし、次条第1項の規定により図書館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が管理を行う場合にあっては、指定管理者は、必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(指定管理者による管理)

第5条 図書館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により図書館の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- 3 教育委員会は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会への諮問)

第7条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区地域学習センタ一条例（平成13年足立区条例第34号）第19条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会に諮問することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第8条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業（教育委員会が別に定めるものを除く。）
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理運営に必要と認める業務
- (管理の基準)

第9条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

- 2 指定管理者及び図書館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、図書館を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、図書館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復の義務)

第10条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第11条 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者評価委員会への諮問)

第12条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区地域学習センター条例第22条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問することができる。

(図書館協議会)

第13条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、足立区立中央図書館に足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、図書館の運営に関し、足立区立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について中央図書館長に意見を述べるものとする。
- 3 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

- 4 委員の定数は、15人以内とする。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年12月27日条例第45号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年6月29日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年10月23日条例第66号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定及び第3条中「足立区教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に9条を加える改正規定(第4条(同条第2項ただし書を除く。))及び第5条から第7条までに係る部分に限る。)並びに付則の次に2表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日条例第26号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月28日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月18日条例第12号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月28日条例第8号)

この条例は、平成30年4月13日から施行する。

付 則 (平成30年10月22日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和元年10月23日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 28 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第 1（第 3 条関係）

図書館資料	中央館	地域館
図書資料	○	○
録音テープ	○	
その他の視聴覚資料（ビデオテープ、CD、DVD 等）	○	○

備考 図書館は、○を付した図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供する。

別表第 2（第 4 条関係）

館	開館時間	休館日
中央館（受渡窓口を除く。）	午前 9 時から午後 8 時まで 12 月 28 日及び 1 月 4 日は午前 9 時から午後 5 時まで	1 12 月 29 日から同月 31 日まで 2 1 月 1 日から同月 3 日まで 3 館内整理日 毎月末日（12 月を除く。） ただし、3 月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直前の金曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）とする。 4 特別整理期間 年間 15 日以内 5 館内消毒日 年間 2 日以内 6 設備等の保守点検日 年間 12 日以内
地域館	午前 9 時から午後 8 時	1 12 月 29 日から同月 31 日まで 2 1 月 1 日から同月 3 日まで

	まで 12月28日及び1月4日は午前9時から午後5時まで	3 館内整理日 毎月末日（12月を除く。） ただし、3月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、その直前の金曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）とする。 4 特別整理期間 年間15日以内 5 館内消毒日 年間2日以内 6 設備等の保守点検日 年間6日以内
受渡窓口	午前9時から午後8時まで	1 日曜日 2 休日 3 12月29日から同月31日まで 4 1月2日から同月4日まで

○足立区立図書館協議会運営規則

令和6年3月29日教育委員会規則第3号

足立区立図書館協議会運営規則を公布する。

足立区立図書館協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区立図書館条例（昭和44年足立区条例第10号。以下「条例」という。）

第13条第1項の規定に基づき設置する足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 条例第13条第3項に規定する協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者 11人以内
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (3) 学識経験のある者 3人以内

(議長及び副議長)

第3条 協議会に議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定めるものとし、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 議長は、協議会を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 協議会は、議長が招集する。

(定足数及び議決)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数を持って議事を決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、足立区立中央図書館が行う。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長の承認を得て、中央図書

館長が定める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。